第六十八条の七十二第七項中「権利（」を「権利若しくは施設建築物の一部についての借家権を取得する権利（」に改め、「基づき同号の施設建築物の一部」の下に「若しくは施設建築物の一部についての借家権」を、「なつた同号の施設建築物の一部を取得する権利」の下に「若しくは施設建築物の一部についての借家権を取得する権利」を加え、同条第八項中「権利（」を「権利若しくは防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利（」に改め、「基づき同号の防災施設建築物の一部」の下に「若しくは防災施設建築物の一部についての借家権」を加え、「権利につき」を「権利若しくは防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利につき」に改め、同条第十項中「、第八項」を「又は施設建築物の一部についての借家権を取得する権利、第八項」に、「及び」を「又は防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利及び」に改める。

第六十八条の七十八第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日（次の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては、令和三年三月三十一日）」に、「次の表」を「同表」に、「同表の第八号」を「同表の第七号」に改め、「百分の八十」の下に「（当該譲渡をした資産が同表の第二号の上欄に掲げる資産（令和二年四月一日前に第六十五条の七第一項の表の第二号の上欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）に該当し、かつ、当該買換資産が次の表の第二号の下欄に掲げる資産に該当する場合には、百分の七十）」を加え、同項の表の第一号の上欄中「第七号」を「第六号」に改め、同表の第四号を削り、同表の第五号の上欄中「第五号」を「第四号」に改め、同号を同表の第四号とし、同表の第六号の上欄中「第六号」を「第五号」に改め、同号を同表の第五号とし、同表の第七号の下欄中「若しくは」を「又は」に改め、「又は国内にある鉄道事業の用に供される車両及び運搬具のうち政令で定めるもの」を削り、同号を同表の第六号とし、同表の第八号の上欄中「第八号」を「第七号」に改め、同号を同表の第七号とし、同条第四項、第九項及び第十二項中「第八号」を「第七号」に改め、同条第十四項中「第七号」を「第六号」に改め、「（同欄の車両及び運搬具を除く。）」を削り、同条第十六項第二号中「第七号」を「第六号」に改める。

第六十八条の七十九第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日（前条第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては、令和三年三月三十一日）」に、「前条第一項の表」を「同表」に、「第八号」を「第七号」に改め、「百分の八十」の下に「（当該譲渡をした資産が同表の第二号の上欄に掲げる資産（令和二年四月一日前に第六十五条の七第一項の表の第二号の上欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）に該当し、かつ、当該取得をする見込みである資産が前条第一項の表の第二号の下欄に掲げる資産に該当する場合には、百分の七十。第三項において同じ。）」を加え、同条第三項第二号中「第八号」を「第七号」に改め、同条第五項中「応じ」を「応じ」に改め、同項第二号中「第八号」を「第七号」に改め、同条第八項、第九項、第十五項及び第十六項中「第八号」を「第七号」に改め、同条第十九項中「第七号」を「第六号」に改める。

第六十八条の八十中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日（第六十八条の七十八第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては、令和三年三月三十一日）」に、「第六十八条の七十八第一項の表」を「同表」に改める。

第六十八条の八十六第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の八十八第二十八項中「及び同法」を「及び第四項並びに同法」に、「と、同法」を「と、同条第四項中「の規定により」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項の規定により」と、「、第一項」とあるのは「、第一項及び同法第六十八条の八十八第二十八項」と、同法」に、「が前条」を「日が前条」に、「、前条」を「同条」に、「、前条及び同項」を「前条及び同項」と、同項第四号ロ中「前条」とあるのは「前条及び租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項」に改め、同条第二十九項中「又は賦課決定」を「若しくは賦課決定又は同条第四項の規定による賦課決定」に改め、同条第三十一項中「又は賦課決定」を「若しくは賦課決定又は同条第四項の規定による賦課決定」に、「同項中「（」を「同項中「（」に、「あるのは、「」を「あるのは「（」に、「とする」を「と、「、第七十条第三項」とあるのは「、同法第六十八条の八十八第二十八項の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」と、「第七十条第四項」とあるのは「同法第六十八条の八十八第二十八項の規定により読み替えて適用される第七十条第四項」とする」に改める。

第六十八条の九十一第一項中「（当該個別課税対象金額」を「として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該個別課税対象金額を超える場合には、当該個別課税対象金額」に、「金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額」を「金額」に、「（当該個別部分課税対象金額」を「として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該個別部分課税対象金額を超える場合には、当該個別部分課税対象金額」に、「（当該個別金融子会社等部分課税対象金額が当該個別金融子会社等部分課税対象金額」を「として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該個別金融子会社等部分課税対象金額を超える場合には、当該個別金融子会社等部分課税対象金額」に改め、「（第十四項を除く。）」を削り、同条第九項中「第六十八条の十四第八項」を「第六十八条の十四第七項」に、「第六十八条の十五の七第七項」を「第六十八条の十五の六の二第七項」に改める。

第六十八条の九十三の三第一項中「（当該個別課税対象金額」を「として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該個別課税対象金額を超える場合には、当該個別課税対象金額」に、「金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額」を「金額」に、「（当該個別部分課税対象金額」を「として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該個別部分課税対象金額を超える場合には、当該個別部分課税対象金額」に、「（当該個別金融関係法人部分課税対象金額」を「として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該個別金融関係法人部分課税対象金額を超える場合には、当該個別金融関係法人部分課税対象金額」に改め、「（第十四項を除く。）」を削り、同条第九項中「第六十八条の十四第八項」を「第六十八条の十五の七第七項」を「第六十八条の十五の六の二第七項」に改める。

第六十八条の九十四第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九十七を削る。

第六十八条の九十八第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「、同条第五項」を「及び同条第五項」に改め、「（次項において「災害損失欠損金額」という。）及び設備廃棄等欠損金額」を削り、同条第二項から第四項までを削り、同条を第六十八条の九十七とし、同条の次に次の一条を加える。

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

第六十八条の九十八　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、新事業開拓事業者（産業競争力強化法第二条第五項に規定する新事業開拓事業者をいう。以下この項において同じ。）と共同して特定事業活動（同条第二十項に規定する特定事業活動をいう。以下この項及び第八項において同じ。）を行うものとして財務省令で定めるもの（以下この項においてそれぞれ「対象連結親法人」又は「対象連結子法人」という。）が、令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各連結事業年度の指定期間内において特定株式（特別新事業開拓事業者（新事業開拓事業者のうち特定事業活動に資する事業を行うものとして財務省令で定める法人をいう。以下この項において同じ。）の株式のうち、資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであることその他の要件を満たすものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を取得し、かつ、これをその取得の日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式の取得価額（当該取得価額が百億円を超える場合には、百億円）の百分の二十五に相当する金額（当該連結事業年度において当該特定株式の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）以下の金額を当該対象連結親法人又はその対象連結子法人の当該連結事業年度に係る確定した決算において各特別新事業開拓